

8月は「道路ふれあい月間」です

道路を正しく使いましょう

毎年8月の1か月間は、国土交通省で定める「道路ふれあい月間」です。改めて、道路の適正利用について確認し、誰もが安全で快適に利用できるよう努めましょう。

【問合せ】交通対策課監察指導係(本庁舎7階) ☎(5273)3847へ。

次のような行為は通行の妨げや道路が汚れる原因となります。正しい利用を心がけましょう。

- ▶道路上への立て看板・のぼり旗・商品の陳列台・プランター等の設置
- ▶手入れされずに放置され、道路上にはみ出している生垣等の枝
- ▶袋ごみ・粗大ごみ・家電等の不法投棄



★区では、「新宿区路上等障害物による通行の障害の防止に関する条例」に基づき、町会や商店会の協力を得ながら警察や道路管理者と連携し、路上等障害物による通行の障害の防止に取り組んでいます。

用途地域等の変更素案を作成しました

用途地域等は、地域の特性を生かした調和のとれたまちづくりのため、住宅、店舗、工場など建築物の用途や規模などのルールを定めるものです。

平成16年の用途地域等の一斉見直しから約17年が経過し、地形地物(道路や崖線など)の変更などにより、用途地域等の指定状況と現況との間で不整合が生じてきました。そのため、東京都は都内全域で用途地域等の一括変更を行うこととなり、区で調査・検討を進め、用途地域等の変更素案をとりまとめました。

【問合せ】都市計画課都市計画係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎8階) ☎(5273)3527・☎(3209)9227へ。

● 閲覧・意見書の提出

変更素案に意見のある方は、意見書を提出できます。

【閲覧・意見書提出の期間】7月26日(月)～8月6日(金)

【閲覧場所・意見書の提出先】同係へ。意見書の様式は同係の窓口で配布しているほか、新宿区ホームページから取り出せます。

● 変更素案の説明動画を配信します

新宿区ホームページ(右図二次元コード)で、変更素案の説明動画(30分程度)を配信します。



【配信期間】7月26日(月)～8月6日(金)

福祉



シルバー人材センター 新規会員募集

● インターネットでの入会の申し込みができます

センターの会員になって、家事援助や施設管理・清掃業務などの仕事をしてみませんか。



▲小学校での施設管理業務

同センターホームページ(下図二次元コード。📄<https://www.s22s.jp/ef/1332/flow>)で30分程度の説明会の動画をご覧ください。



いつでも受講・入会申し込み・個別面談予約ができます。後日、同センターで接遇研修等があります。

【対象】区内在住の60歳以上で、健康で就業意欲のある方

【問合せ】同センター(新宿7-3-29) ☎(3209)3181へ。

北新宿第二地域交流館の催し(オンライン) 講

● しのさんのゆったり体操

ウェブ会議ツール「Zoom」を利用した講座です(通信費等は申込者負担)。

【日時】8月13日(金)・20日(金)、いずれも午前10時～11時、全2回

【対象】区内在住の60歳以上、10名

【内容】自宅でできる、椅子に座って行うストレッチや筋トレ(講師は篠達雄/介護予防運動指導員)

【申込み】7月27日(火)から電話かファックス(3面記入例のとおり記入)で同館 ☎(5348)6751・☎(3369)0081へ。先着順。



はがき・ファックス等の記入例

講座・催し等の申し込み

※往復はがきは、各記事で指定がある場合のみ。
※費用の記載のないものは、原則無料。
※電子メールは、件名に講座・催し名を記入。

- ①講座・催し名
- ②〒・住所
- ③氏名(ふりがな)
- ④電話番号(往復はがきの場合は、返信用にも住所・氏名)

国民健康保険証の一斉更新

10月から新しい保険証になります

9月30日(木)までに新しい保険証を発送します

2年ごとの一斉更新です。有効期限が令和3年9月30日までの保険証をお持ちの世帯には、新しい保険証を簡易書留郵便で発送します。お手元に届いたら、新しい保険証をご使用ください。

前年度以前の保険料に滞納がある場合は、期限の短い保険証または被保険者資格証明書が交付される場合があります。
▶新しい保険証は、8月13日(金)現在の国民健康保険資格情報・住民登録情報を基に作成します。住所が変わった方は戸籍住民課(本庁舎1階)または特別出張所へ、就職・退職などで国民健康保険の資格に変更があった方は医療保険年金課または特別出張所へお早めに届け出てください。

▶保険証は被保険者1人に付き1枚交付します。同一世帯内に2名以上の被保険者がいる場合、世帯主宛てにまとめて郵送します。

新しい保険証の送付時期に自宅での受け取りが難しい方へ

新しい保険証は簡易書留郵便でお送りするため、ご自宅で直接受け取る必要があります。

入院や住居建て替え等の特別な事情で簡易書留郵便の受け取りが難しい方は、保険証の受け取り方法をご相談ください。事前に手続きしていただくと、送付先を変更できる場合があります。保険証に記載の住所に住んでいることを確認できるものや、事情を明らかにする書面等が必要です。

※住民登録があっても実際には住んでいない方は手続きできません。

【手続きの期間】7月26日(月)～8月10日(火)

【問合せ】医療保険年金課国保資格係 ☎(5273)4146へ。前年度以前の保険料に滞納がある方は医療保険年金課納付推進係 ☎(5273)4158・☎(5273)3873(いずれも本庁舎4階)へ。

介護保険の要介護・要支援認定を受けている方、介護予防・生活支援サービス事業対象の方へ

8月から高額介護サービス費の利用者負担上限額が変わります

【問合せ】介護保険課給付係(本庁舎2階) ☎(5273)4176へ。

● 住民税課税世帯で一定以上の年収がある世帯の利用者負担上限額が変わります

令和3年8月サービス利用分から、住民税課税世帯で一定以上の年収がある世帯の高額介護サービス費の利用者負担上限額が、所得段階に応じて右下表のとおり変更になります。



【令和3年7月サービス利用分まで適用】 利用者負担の上限額(月額)

所得段階	利用者負担上限額	
生活保護を受けている方等	15,000円(個人・世帯)	
世帯全員が住民税非課税	・高齢福祉年金受給者 ・本人の前年の公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	15,000円(個人) 24,600円(世帯)
	・本人の前年の公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える方	24,600円(世帯)
住民税課税世帯	44,400円(世帯)	

◎利用者負担上限額を超えた金額を払い戻します

1か月間に利用した介護保険サービス費等の世帯の利用者負担額の合計が高額になった場合、申請により利用者負担上限額を超えた金額を払い戻します。該当する方には申請書をお送りしています。

「福祉用具購入費・住宅改修費」「要介護等状態区分の支給限度額を超えた額」「介護保険サービス以外の自己負担額」「施設サービス等での居住費(滞在費)・食費等の自己負担額」は払い戻しの対象にはなりません。

【令和3年8月サービス利用分から適用】 利用者負担の上限額(月額)

所得段階	利用者負担上限額	
生活保護を受けている方等	15,000円(個人・世帯)	
世帯全員が住民税非課税	・高齢福祉年金受給者 ・本人の前年の公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	15,000円(個人) 24,600円(世帯)
	・本人の前年の公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える方	24,600円(世帯)
住民税課税世帯	課税所得380万円未満(※)	44,400円(世帯)
	課税所得380万円以上690万円未満(※)	93,000円(世帯) 新設
	課税所得690万円以上(※)	14万100円(世帯) 新設

※本人または同一世帯の65歳以上の方の課税所得